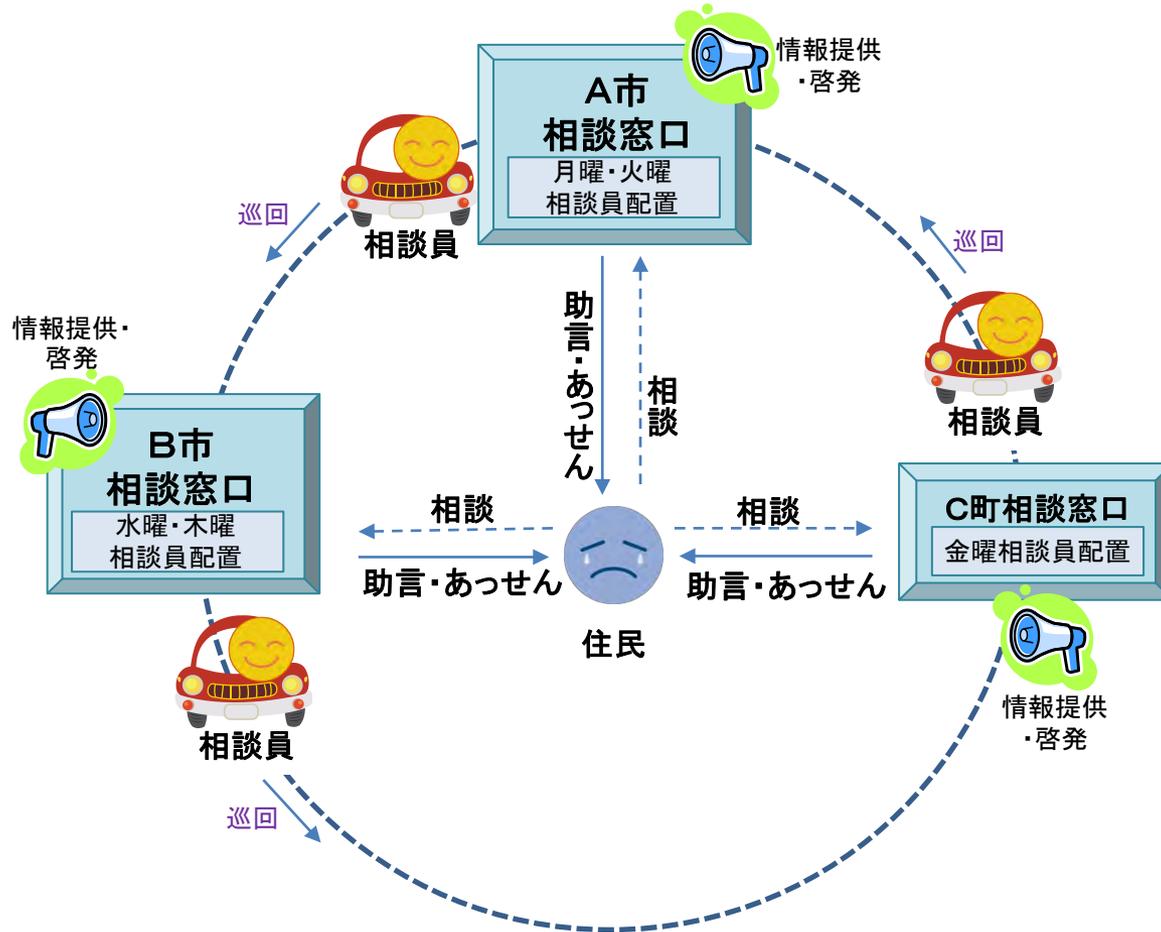


# 1. 巡回方式のイメージ ~消費生活相談に係る広域連携~

## 2市1町による広域連携圏



### 方式の概要

- ◆ 構成市町村が共同して消費生活相談員を雇用(NPO等への委託含む)。
- ◆ 同一の消費生活相談員が構成市町村を巡回して相談を受け付ける。
- ◆ 構成市町村は、住民に対する情報提供・啓発を行う。

### 住民のメリット

- 左図のイメージを例にとると、
- ◆ A市、B市、C町の住民は、平日5日間、曜日に関わらず、同一の消費生活相談員に相談が可能。
  - ◆ A市、B市、C町の住民は、居住の有無に関わらず、2市1町の窓口で相談が可能。(身近な役場では相談しにくい場合、他地域の役場に出向いて相談が可能)

消費生活相談業務に係る連携数  
(平成24年5月末日現在)※注1

5カ所 / 74カ所

### 連携事例 ※注2

- ・宮津与謝消費生活センター(京都府)  
⇒ 第17回・地方消費者行政専門調査会【資料2】

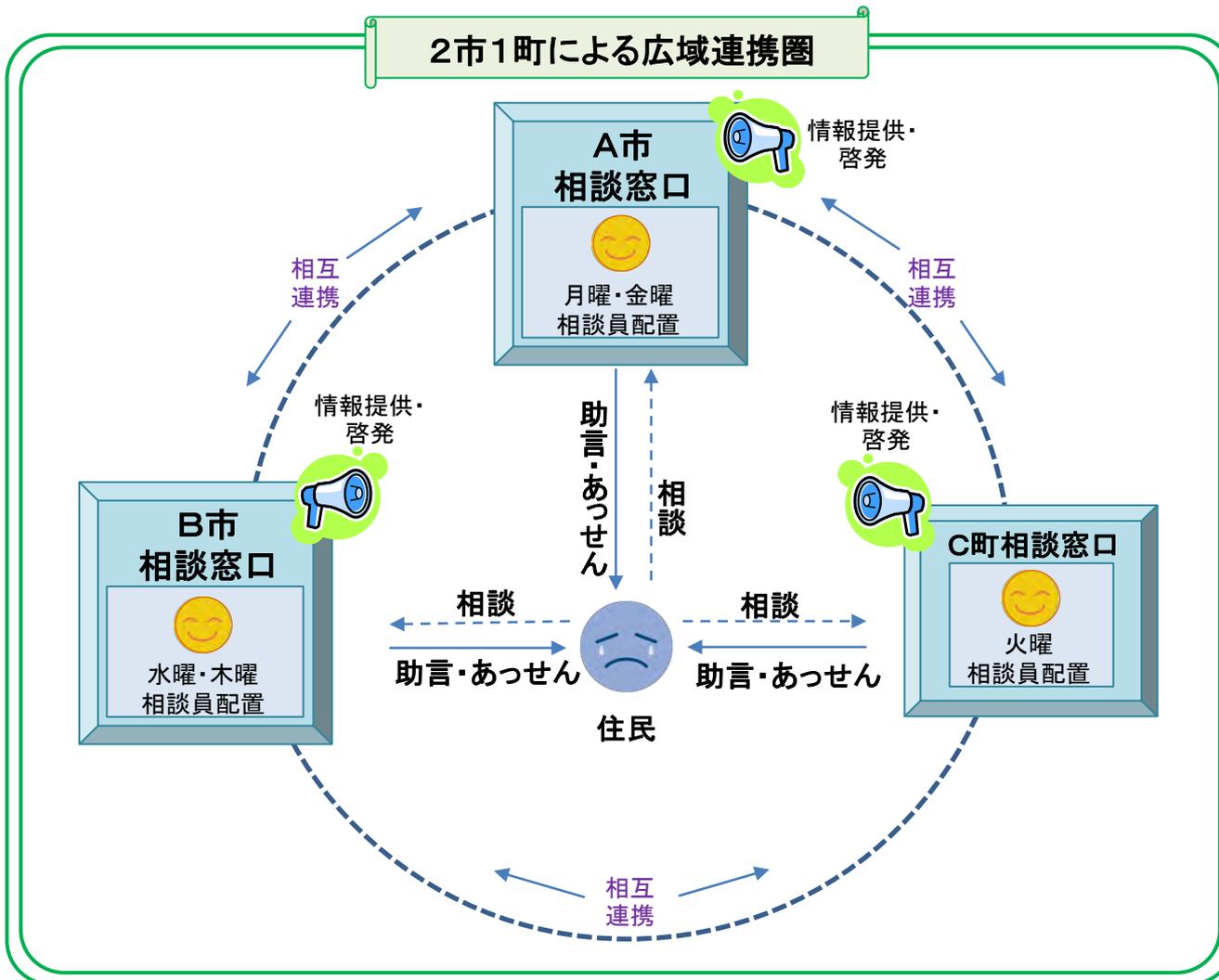
指導・助言・支援

都道府県 消費生活センター  
(本課・県振興局)

※注1: 第16回・地方消費者行政専門調査会【資料3-1】消費者庁「消費生活相談業務にかかる広域連携について」より。  
<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/chihou/index.html>

※注2: 【事例●】と表記した事例は、消費者庁「地方消費者行政の充実・強化のための指針(平成24年7月)」(取組事例集)掲載の事例。以下同様。 <http://www.caa.go.jp/region/index.html>

## 2. 相互乗入方式のイメージ ~消費生活相談に係る広域連携~



指導・助言・支援

**都道府県 消費生活センター**  
(本課・県振興局)

### 方式の概要

- ◆構成市町村がそれぞれ消費生活相談員を雇用(NPO等への委託含む)。
- ◆構成市町村の窓口は、構成市町村の住民の相談を相互に受け付ける。
- ◆構成市町村は、住民に対する情報提供・啓発を行う。

### 住民のメリット

- 左図のイメージを例にとると、
- ◆A市、B市、C町の住民は、平日5日間、曜日を問わず、広域連携圏内の窓口(消費生活相談員)に相談が可能。
  - ◆A市、B市、C町の住民は、居住の有無を問わず、2市1町の窓口にも相談が可能。(身近な役場では相談しにくい場合は、他地域の役場に出向いて相談が可能)

### 消費生活相談業務に係る連携数

(平成24年5月末日現在)※注1

**18カ所** / 74カ所

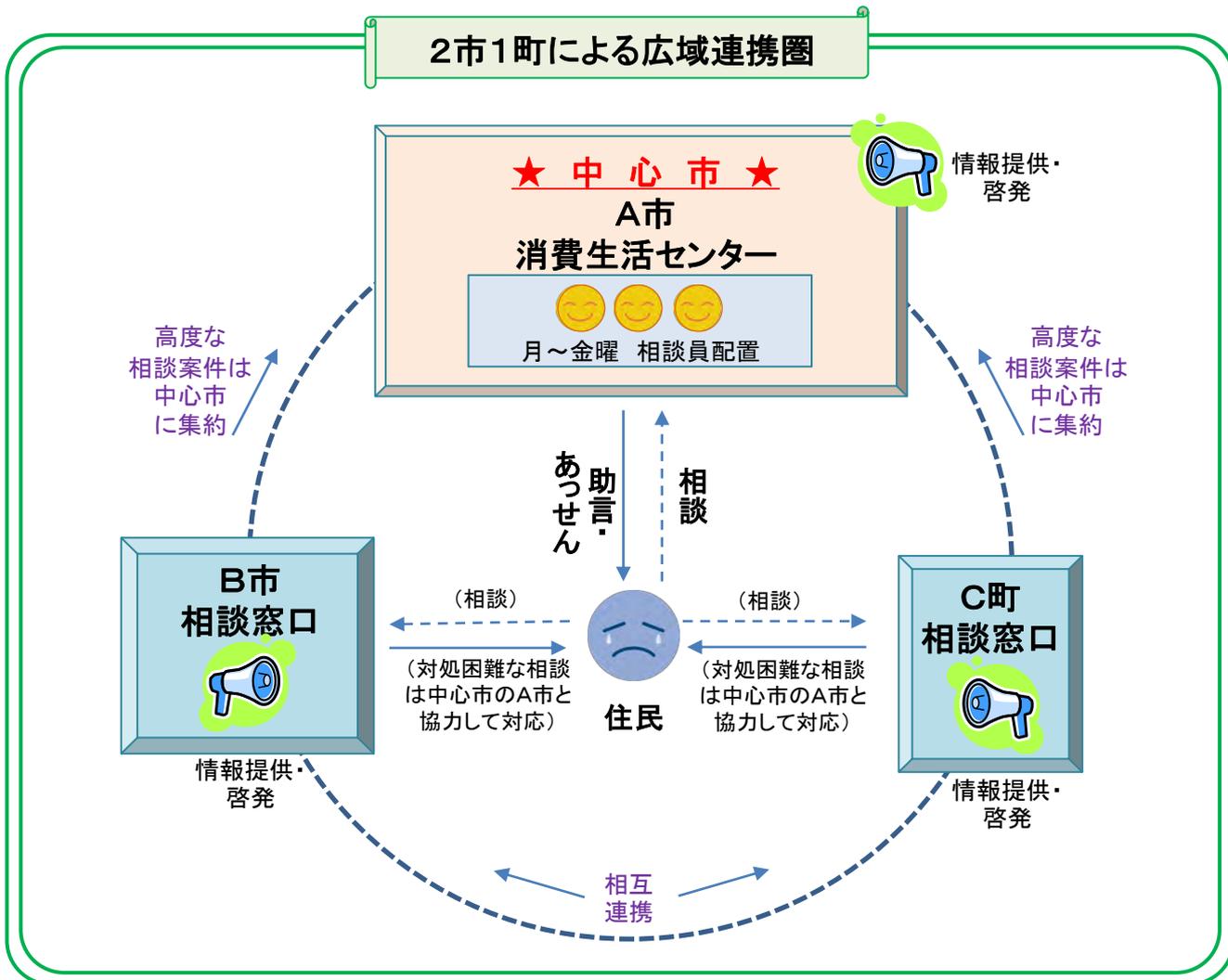
### 連携事例 ※注2

- ・根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町(北海道) ⇒【事例55】
- ・茅ヶ崎市、寒川町(神奈川県) ⇒【事例57】
- ・青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村(東京都) ⇒【事例63】

※他市町村の住民は連携圏内市町村より助言及び情報提供を受けることができる。

※連携圏内市町村は他市町村の住民へのあっせんはしない。

### 3. 中心市集約方式(周辺自治体継続)のイメージ ~消費生活相談に係る広域連携~



#### 方式の概要

- ◆ 中心市の広域的対応窓口で消費生活相談業務を集約する。
- ◆ 周辺自治体は一義的な窓口を継続し、専門性の高い相談をはじめ自前で対処困難な相談は中心市と協力して対応する。
- ◆ 中心市、周辺自治体ともに住民に対する情報提供・啓発を行う。

#### 住民のメリット

- 左図のイメージを例にとると、
- ◆ A市、B市、C町の住民は、平日5日間、曜日や居住の有無を問わず、A市の相談窓口(消費生活相談員)に相談が可能。
  - ◆ A市、B市、C町どこに住んでいても、それぞれの市役所、役場から情報提供・啓発を受けることができる。

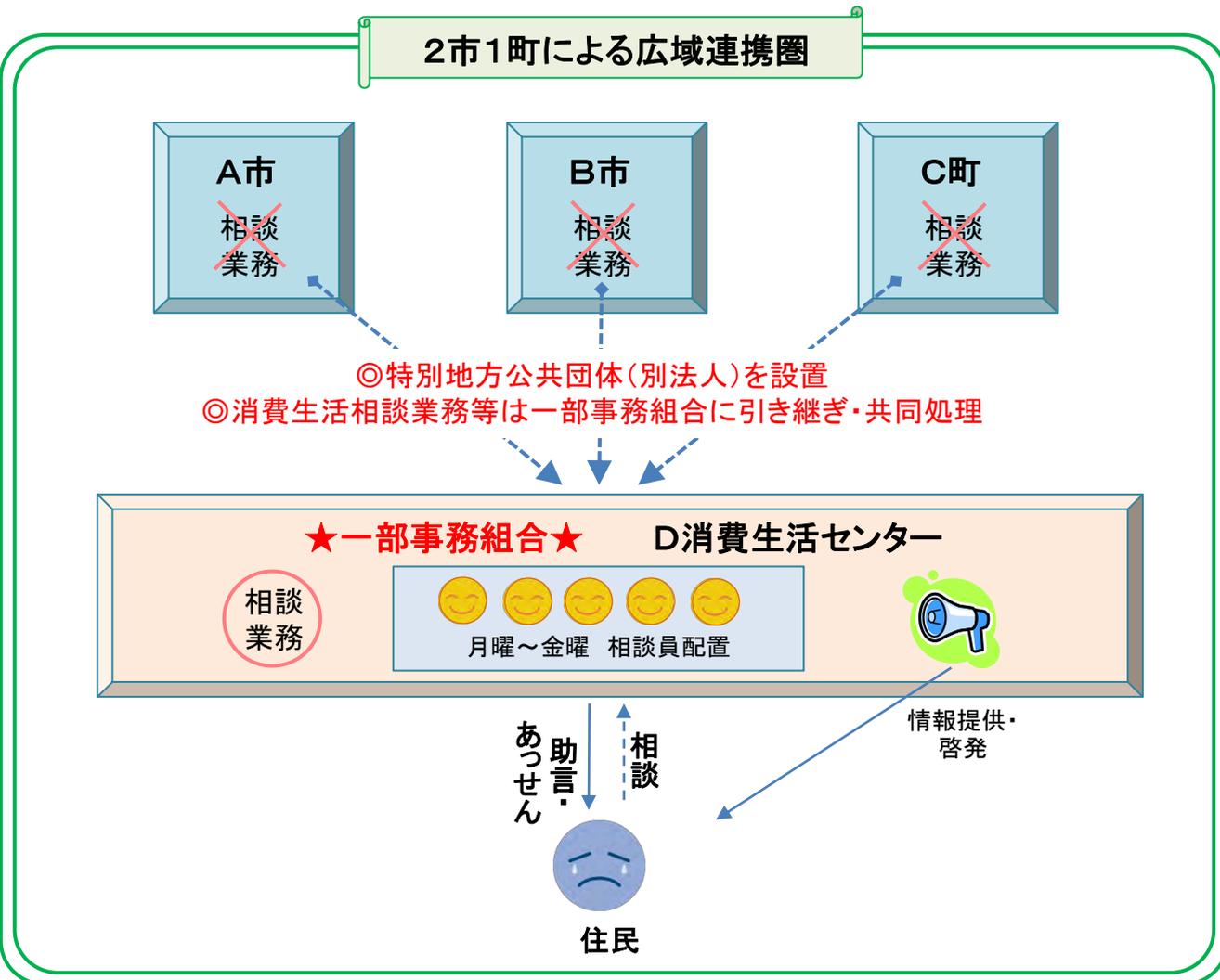
#### 消費生活相談業務に係る連携数 (平成24年5月末日現在)※注1

**26カ所** / 74カ所

#### 連携事例 ※注2

- ・ようてい地域消費生活相談窓口 ⇒【事例52】
- ・富良野市消費生活センター ⇒【事例53】
- ・釧路市消費生活センター ⇒【事例54】
- ・士別地区広域消費生活センター ⇒第17回・地方消費者行政専門調査会【資料3】(以上、北海道)
- ・平塚市消費生活センター(神奈川県) ⇒【事例58】
- ・長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町(新潟県) ⇒【事例59】

## 4. 事務組合方式のイメージ ～消費生活相談に係る広域連携～



### 方式の概要

- ◆構成市町村が共同して「特別地方公共団体(一部事務組合 ※根拠法: 地方自治法第284条～第291条)」を設置の上、消費生活相談や情報提供・啓発業務を共同処理する。
- ◆「特別地方公共団体(一部事務組合)」が消費生活相談員を雇用。
- ◆当該一部事務組合共通の窓口で相談対応するケースや、消費生活相談員が構成市町村の窓口を巡回するケースが想定される。

### 住民のメリット

- 左図のイメージを例にとると、
- ◆A市、B市、C町の住民は、平日5日間、曜日や居住の有無を問わず、一部事務組合の相談窓口(消費生活相談員)に相談が可能。

### 消費生活相談業務に係る連携数

(平成24年5月末日現在)※注1

**4カ所** / 74カ所

### 連携事例 ※注2

- ・吾妻郡消費生活センター(群馬県)  
⇒【事例56】
- ・相楽消費生活センター(京都府)  
⇒【事例60】